

秋田県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 都市計画の種類

秋田都市計画道路（3・3・4号横山金足線、3・4・12号御所野追分線、3・6・13号大浜上新城線、3・4・16号秋田港北線、3・3・56号外旭川上新城線）の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山、飯島古道下川端、飯島砂田、飯島穀丁大谷地、飯島穀丁、飯島宇古道、飯島川端一丁目、飯島川端二丁目、飯島道東一丁目、飯島道東二丁目、飯島道東三丁目、飯島字天ノ袋、飯島鼠田一丁目、飯島鼠田二丁目、飯島鼠田三丁目、飯島鼠田四丁目、飯島字前田表、飯島字薬師田、飯島字飯岡前谷地、飯島字左貫、飯島緑丘町、下新城岩城字源内沢、下新城岩城字金光畑、下新城岩城字大沢、下城岩城字鳥越、下新城岩城字天池、下新城岩城字明通、下新城字糠塚、上新城中字片野及び上新城中字南波掛の一部

3 都市計画の変更年月日

平成31年4月2日